

魚津市告示第20号

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱の一部改正について
魚津市創業者支援事業助成金交付要綱（令和元年魚津市告示第102号）の
一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

魚津市長 村椿 晃

第2条に次のように加える。

（6） 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）
第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第
2条第31項に規定する特定創業支援等事業をいう。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第6条及び第8条関係）

助成金の種類	助成対象経費	助成金の額	助成金限度額	認定申請時添付書類	交付申請時添付書類
改装助成金	・新規創業にかかる貸店舗等の改装工事にかかる費用	助成対象経費の3分の1。 ただし、次のいずれかに該当する者は、それぞれ該当番号に定める額。 1. 特定創業支援等事業による支援を受けている者又は開業時に40歳未満の者 2分の1 2. 特定創業支援等事業による支援を受けており、かつ開業時に40歳未満の者 3分の2	50万円。 ただし、次のいずれかに該当する者は、それぞれ該当番号に定める額。 1. 特定創業支援等事業による支援を受けている者又は開業時に40歳未満の者 75万円 2. 特定創業支援等事業による支援を受けており、かつ開業時に40歳未満の者 100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 ・市税等納付状況確認同意書 ・改装工事にかかる見積書の写し ・工事内容のわかる図面等 ・生年月日がわかる身分証明書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し ・改装前及び改装後の写真 ・開業届又は商業法人登記事項証明書
奨励金	・新規創業にかかる費用	10万円。 ただし、次の要件に該当する者は、該当する要件1件ごとに5万円を加算する。 1. 特定創業支援等事業による支援を受けている者 2. 開業時に40歳未満の者 3. 女性		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 ・市税等納付状況確認同意書 ・生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し ・開業届又は商業法人登記事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の事実が確認できる書類

様式第 1 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市創業者支援事業助成金認定申請書

魚津市創業者支援事業助成金の交付の対象となる認定を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金の種類 (どちらかを○で選択)	改装助成金	奨励金
2 対象経費	円	
3 認定申請額	(助成対象経費×助成率) 円	定額 円
4 創業予定地	魚津市	
5 創業(予定)年月日	年 月 日	

添付書類

- ・事業計画書
- ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
- ・市税等納付状況確認同意書
- ・生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し
- ・その他関係書

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名

魚津市創業者支援事業助成金交付申請書兼実績報告書

魚津市創業者支援事業が完了し、助成金の交付を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

関係書類

改装助成金の場合

- ・ 助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し
- ・ 改装前及び改装後の写真
- ・ 開業届又は商業法人登記事項証明書

奨励金の場合

- ・ 営業の事実が確認できる書類

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公表の日から施行する。